

社会福祉法人明和会の「地域における公益的な取組」の実施について

次の3要件を全て満たす事業として、下記の事業の実施と取組について推進します。

「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であること

「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

「無料又は低額な料金」で提供される福祉サービスであること

記

(1) 納涼祭の実施

地域の障害者と住民の交流を目的とした祭りを毎年7月に実施する。施設を開放してだけでも予約不要で自由に参加できる。周知方法は、障害者については法人の利用者のみならず近隣の障害者サービス事業所や団体等に案内状の送付及びポスターを掲示する。住民については近隣の町内会や老人クラブ、ボランティア団体等に案内状の送付及び集会所や商業店舗に依頼してポスターを掲示する。

(2) 介護輸送サービスの実施

居宅介護サービスや移動支援と前後連続して行う、車両での要介護者等の輸送を「介護輸送サービス」として実施する。運賃については、運輸局が認可する最低限の額と考えられる金額を設定している。

(3) 福祉相談・通報の窓口の設置

介護支援相談や虐待等の通報窓口として24時間365日受付・対応する。

(4) 学生を対象とした職業体験や実習生の受け入れを促進

地域のボランティア活動の向上と将来的な福祉人材の育成を目標に介護支援等の体験実習の受け入れを促進する。

以上

平成29年度作成